

平成25年度包括外部監査 意見に対する対応状況一覧(平成28年4月28日現在)

頁	項目名	意見の内容	対応内容	対応部局
92	ふくしま海洋科学館の事業計画書の目標数値に関する課題	事業計画書に達成すべき目標が明記されていないため、入込数の実績の記載はあるものの、前年あるいは前々年の実績の比較にすぎず、目標に対する実績の比較とはなっていない。 (意見) 事業計画書に入込数の目標数値を具体的に記載し、事後評価が適切に実施できるようにすべきである。	事業計画書に入込数の目標数値を具体的に記載し、事後評価が適切に実施できるようにした。	文化スポーツ局
92	ふくしま海洋科学館の指定管理者基本協定書の見直しに関する課題	契約期間内に東日本大震災が発生しており、当初の計画とは大幅に利用状況が異なっているため見直しが必要であるが、指定管理者基本協定書の見直しは現在、なされていない。 (意見) 東日本大震災後の利用状況の回復を加速させる必要があり、指定管理者基本協定書の見直しを含め、検討すべきである。	東日本大震災に係る原子力災害の風評により、利用者数が大幅に減少しているため、利用状況が震災前の水準まで回復することを目指し、指定管理者がより適切に管理運営できるよう、基本協定書を見直し、指定管理委託料の上限額を上げた。	文化スポーツ局
146	委託料に関する課題(その1)	観光分野の大型キャンペーンなどの委託事業において、同じ内容の事業が同額で契約者を異にして実施されるケースが散見している。 (意見) 観光分野における事業を委託契約する場合は、効率性、有効性の見地から、単独又は細分化する場合の一定のルールを検討すべきである。	当該事業については、複数の旅行会社からモニターツアー旅行商品を発売することで、本県の観光情報に触れる機会を増やし、多くの方に来県を訴えることを目的として実施したものであり、今後も、複数の事業者に分割発注する場合は、情報発信や誘客など、事業の効果がより高くなる場合に、局内での十分な検討を経て実施する。	観光交流局
146	委託料に関する課題(その2)	観光分野は特殊な専門的知識が必要との理由から、プロポーザル方式による随意契約による方法で契約がなされる場合があるが、散見している。 (意見) 観光分野が全て特殊な専門的知識を必要とする事業とは必ずしも言えず、経済性を見地から原則プロポーザル方式ではなく、一般競争入札あるいは指名競争入札を原則とすることを視野に検討すべきである。	事業の執行に当たっては、一般競争入札、あるいは指名競争入札を優先的に検討しながら、観光の特殊性(事業執行に当たっては、デザイン、企画などが重要な要素であり、単純に経済性だけを考えた場合に事業効果が著しく減少する可能性がある)を踏まえ、より高い事業効果が得られる場合にプロポーザル方式による随意契約を行っていく。	観光交流局
171	補助金に関する課題(その1)	助成を受けた事業者の事業継続などの事後的検証が、担当者により確認されているというが、不十分である。 (意見) 補助事業の助成を受けた事業者の事後的状況把握のため税務申告書の提出を一定期間義務付けるなどの制度を検討すべきである。	募集要項を改正し、法人税申告書(所得税申告書)の提出を求めることとした。	観光交流局
175	補助金に関する課題(その2)	福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金により早期に震災以前の状態に回復することができた。しかし、作業員、建築資材の不足等により予算の執行に遅延が生じた。平成23年度に補助金の交付決定済で平成24年度までに予算が執行できなかった事故繰越が22件ある。事故繰越の発生原因の内訳は、資材の高騰による設計見直しによるもの1件、作業員の確保困難11件、地中障害物1件、他者の事業との調整困難6件、工事着手後の工事障害3件である。 (意見) 補助金の予算執行における事故繰越ができるだけ発生しないための管理運営方法を確立し、規定化を検討すべきである。	毎年10月頃に補助事業未完了事業者に対して、年度内完了見込みについて調査を行い、遅延予定の事業者に対しては個別に早期完了を促している。	観光交流局
185	観光交通アクセス・インフラ等に関する課題(空路・国際路線)	震災後、風評被害により現在休止中。本県観光の復興に影響を与えている。 (意見) 本県観光の復興のシンボルとして現在休止中の国際路線の再開に向けた努力を継続する必要がある。さらに、新規の国際便ルートの開拓を行うとともに、国際チャーター便の運航のための努力を引き続き行うべきである。	本県の正確な情報と魅力の発信に努めながら、航空会社をはじめとした関係機関に対して、国際定期路線の再開や国際チャーター便の運航について、継続的に働き掛けを行っていく。	観光交流局
185	観光交通アクセス・インフラ等に関する課題(空路・国内路線)	風評被害により利用状況が完全回復せず、本県観光の復興に影響がある。 (意見) 本県観光の復興の加速のため、新規の国内定期便のルートの開拓を行うとともにチャーター便の増便のための努力を引き続き行うべきである。	本県の正確な情報と魅力の発信に努めながら、航空会社をはじめとした関係機関に対して、国際定期路線の再開や国際チャーター便の運航について、継続的に働き掛けを行っていく。	観光交流局

185	観光交通アクセス・インフラ等に関する課題(陸路・鉄道)	<p>JR只見線に一部不通箇所がある会津若松—小出(新潟県)間のうち、平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨の被害により一部不通となり、会津川口—只見間は現在バス代行輸送中である。</p> <p>(意見) JR只見線の復旧再開事業は、本県観光復興のシンボルとなり得る重大な事案であり、県のみならずこの地域住民の悲願でもある。国、隣県、関係市町村、民間関係団体などとの関係協議会の更なる努力により復旧実現を目指すべきである。</p>	<p>福島県JR只見線復興推進会議の一員として、JR只見線の復旧・再開を目指し、各種取組を推進していく。</p>	観光交流局
188	観光庁共通基準による観光客入込数統計データ算定上の課題	<p>平成25年の入込数の公表は、例年どおりであれば平成26年7月下旬となる。</p> <p>ちなみに、平成24年の入込数の公表は平成25年7月29日であり、この公表結果が予算措置などに活用されるのは翌々年度の平成26年度となる。</p> <p>(意見) 観光地点を管理している市町村、民間管理者などとの連携を強化し、観光客入込数統計データのより高い精度の確保に努めるとともに、観光客入込数統計データ作成業務をコンピュータ化するなどし、作成の迅速化に努めるべきである。</p> <p>なお、主要観光地点については、せめて速報値の公表を四半期ごとにできないか検討すべきである。</p>	<p>観光客入込数統計データのより高い制度を確保するためには、慎重な作業が必要であり、例年どおり7月下旬～8月上旬の公表が限界であるが、統計データ作成の迅速化に向けて検討をしていく。</p>	観光交流局
189	観光経済波及効果の制度化へ向けた課題	<p>本県観光復興のための取り組みは、平成26年度の福島県全域を対象とした大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」のプレDCから開始され、平成27年度DCと平成28年度のアフターDCと長期間にわたり実施される。また、平成26年度以降も様々な観光プロジェクトやイベントが行われることが予定されている。</p> <p>(意見) 県内の経済波及効果を定期的に算定し時系列比較することにより、復興に向けた取組や地域再生への活動の参考となる。</p> <p>また、旅行・観光消費がもたらす県内経済への波及効果の算定は復興に向けた取組や地域再生への活動の参考となるため、毎年定期的かつ継続的に行われるべきであり、制度として実施されるよう検討すべきである。</p>	<p>県内経済への波及効果の分析を行い、平成27年3月の「アナリーゼふくしま」に掲載した。</p>	観光交流局
193	財政健全化と復興加速化に向けた人事上の課題	<p>歳出予算、歳出決算においても震災前の平成22年度と比較し、平成23年度、平成24年度の委託料、負担金補助金及び交付金が激増し、これらの業務に関する事務量が大幅に増加していることが予測できる。それに対して人員数は平成25年度末においても震災前と比較して若干の増加にとどまり、職員一人当たりの事務量も増加していることが想定される。</p> <p>なお、震災後職員の残業時間が平成24年度の観光交流課職員平均値(月当たり)が54.4時間と著しく増加し、慢性化している状況である。平成25年度もほぼ前年度と同様の残業状況が継続している。人員不足により復興のスピードが遅くならないように質量を含め、マンパワーのより一層の強化を必要としている状況にある。</p> <p>(意見) 東日本大震災からの観光復興を加速するため、現時点では、復興交付金などで財源確保が図られているが、将来の財政の健全性に配慮しつつ、観光分野の執務体制の強化のため職員の増員を積極的に図るべきである。</p>	<p>事務量に応じた定員の要求を行うほか、部内における業務の平準化や職員の再配置を行うなど、適切な執行体制の確保に取り組んでいく。</p>	観光交流局